

平成19年度国立大学法人東京海洋大学臨時教育研究評議会議事要録

日 時 平成19年11月6日（火）16時30分～18時30分

場 所 越中島1号館3階会議室（越中島地区）

出席者 高井学長、岡本理事、刑部理事、今津理事、松山海洋科学部長、
藤田海洋工学部長、竹内海洋科学技術研究科長、松下附属図書館長、上村評議員、
渡邊評議員、庄司評議員、鶴田評議員
事務担当者：中川総務部長ほか事務関係者

議 事

審議事項

1 教員の人事について

今津理事から、10月24日の臨時教育研究評議会で設置が承認された審査委員会における審査結果について、資料㊟「審査委員会報告書」により報告があった。

続いて学長から、審査委員会の審査結果を踏まえ、教育研究評議会として処分案を決定することとしたい旨の説明があり、審議の結果、被処分者（海洋工学部教授）が起こしたセクシュアル・ハラスメント行為は、職員就業規則第38条及び第45条に違反するものと認め、懲戒処分として解雇することを相当と認めることとした。

引き続き学長から、教員任用等規則第7条第2項の規定により、審査の事由を記載した説明書を被処分者に対し交付する必要がある旨の説明があり、資料㊟「審査説明書（案）」により審議の結果、一部文言を修正し、これを承認した。

なお、学長から、被処分者が審査説明書を受領してから14日以内に意見陳述の請求がなかった場合は、本教育研究評議会で決定した処分案を正式な決定とすることについて提案があり、審議の結果、承認した。また、期間内に意見陳述の請求があった場合は、改めて教育研究評議会を開催して対応することを確認した。

以 上